

三重県立志摩病院

(予防) 通所リハビリテーション

契約書

当事業所はご利用者に対して指定通所リハビリテーションサービス及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆三重県立志摩病院 契約書 目次◆◇

第1章	総則
第1条	契約の目的
第2条	契約期間
第3条	契約期間と利用期間
第2章	サービスの利用と料金の支払い
第4条	介護保険給付対象サービス
第5条	介護保険給付対象外のサービス
第6条	個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更
第7条	利用の中止、変更、追加
第8条	サービス利用料の支払い
第9条	利用料金の変更
第3章	事業所の義務
第10条	事業所及びサービス従事者の義務
第11条	守秘義務等
第12条	緊急時の対応
第4章	利用者及びその家族等の義務
第13条	利用者の施設利用上の注意義務等
第5章	損害賠償（事業所の義務違反）
第14条	損害賠償責任
第15条	損害賠償がなされない場合
第16条	事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能
第6章	契約の終了
第17条	契約の終了事由、契約終了に伴う援助
第18条	利用者及びその家族等からの中途解約
第19条	利用者及びその家族等からの契約解除
第20条	事業所からの契約解除
第21条	契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効
第22条	清算
第7章	その他
第23条	苦情処理
第24条	利用者代理人
第25条	協議事項

_____（以下「利用者」という。）と三重県立志摩病院（以下「事業所」という。）は、利用者が事業所から提供される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1章 総則

第1条 （契約の目的）

事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者及びその家族等がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対し第4条及び第5条に定める通所リハビリテーションを提供します。

第2条 （契約期間）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者及びその家族等から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 （契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条に定められた契約期間において、事業所が利用者に対して、通所リハビリテーションを実施する期間をいいます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第4条 （介護保険給付対象サービス）

- ① 事業所は、通所リハビリテーションにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。
- ② 事業所が利用者に対して実施する通所リハビリテーションサービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第5条 [介護保険給付対象外のサービス]

- ① 事業所は、利用者及びその家族等との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所リハビリテーションサービスを提供するものとします。
- ② 前項の他、事業所は介護保険給付対象外のサービスとして、レクリエーション、クラブ活動、複写物の交付等のサービスを提供するものとします。
- ③ 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者及びその家族等が負担するものとします。
- ④ 事業所は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者及びその家族等に対して、わかりやすく説明するものとします。

第6条 (個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)

- ① 事業所は、利用者に係る居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って個別の介護計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- ② 事業所は、ケアプランが作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業所は利用者及びその家族等に対して、居宅介護支援事業所を紹介する等、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
- ③ 事業所は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- ④ 事業所は、ケアプランが変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- ⑤ 事業所は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者及びその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第7条 (利用日の中止・変更・追加)

- ① 利用者は、サービスの利用開始前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者及びその家族等は利用開始日又は利用期日の前日までに事業所に申し出るものとします。

- ② 利用者及びその家族等が、利用開始日又は利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。
- ③ 事業所は、第1項に基づく利用者及びその家族等からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、満員でサービス提供できない場合、他の利用可能期間又は利用可能期日を利用者及びその家族等に提示して協議するものとします。

第8条 (サービス利用料金の支払い)

- ① 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- ② 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業所に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ③ 利用者及びその家族等は、第5条に定めるサービスについて重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。
- ④ 料金については翌月中旬に確定し、翌々月上旬に指定口座より引き落とします。引落が確認できなかった場合にはご連絡させていただきます。

第9条 (利用料金の変更)

- ① 第7条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- ② 第7条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者及びその家族等に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- ③ 利用者及びその家族等は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。
- ④ 介護報酬改定に伴い料金を変更した場合には別紙にて説明を行います。

第3章 事業所の義務

第10条 (事業所及びサービス従事者の義務)

- ① 事業所及び職員は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- ② 事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者及びその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ 事業所及び職員は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- ④ 事業所は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者及びその家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第11条 (守秘義務等)

- ① 事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。
- ② 事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、利用者及びその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第12条 (緊急時の対応)

- ① 事業所は、サービス提供時において、利用者に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第4章 利用者及びその家族等の義務

第13条 (利用者の施設利用上の注意義務等)

- ① 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び職員が利用者の利用している部屋に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- ③ 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- ④ 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償 (事業所の義務違反)

第14条 (損害賠償責任)

- ① 事業所は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者及びその家族等に故意又は過失が認められる場合には、利用者及びその家族等の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- ② 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第15条 (損害賠償がなされない場合)

事業所は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません
とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者及びその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者及びその家族等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

- ④ 利用者及びその家族等が、事業所もしくは職員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ⑤ 事業所は、利用者が当院来院の際に交通事故等により損害を被った場合の責任を負わないものと致します

第 16 条 （事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金にお支払いを請求することはできないものとします。

第 6 章 契約の終了

第 17 条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者及びその家族等は、以下の事項に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 第 17 条から第 19 条に基づき契約が解約又は解除された場合

第 18 条 （利用者及びその家族等からの中途解約）

- ① 利用者及びその家族等は、契約の有効期間中、契約を解除することができます。この場合には、利用者及びその家族等は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業所に通知するものとします。
- ② 利用者及びその家族等は、本契約第 9 条第 3 項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
- ③ 利用者及びその家族等は、利用者が入院もしくは介護施設に入所した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- ④ 利用者及びその家族等は、ケアプランが変更された場合には、本契約を即時に解約することができます。

第 19 条 （利用者及びその家族等からの契約解除）

利用者及びその家族等は、事業所もしくは職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、契約を解除することができます。

- ① 事業所もしくは職員が正当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合
- ② 事業所もしくは職員が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者及びその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

第 20 条 （事業所からの契約解除）

事業所は、利用者及びその家族等が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- ① 契約締結時に利用者及びその家族等が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及びその家族等による、第 7 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業所又は職員もしくは他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 21 条 （契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第 17 条から第 19 条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 22 条 （清算）

第 16 条第 2 項から第 7 項により本契約が終了した場合において、利用者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第7章 その他

第23条 （苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条 （利用者代理人）

- ① 利用者の判断能力に障害が見られる場合、家族及び代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理に行うことができます。
- ② 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業所は成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の内容を説明するものとします。

第25条 （協議事項）

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他の法令の定めるところに従い、利用者及びその家族等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約の証明の為、本書 2 通を作成し、利用者及びその家族等、事業所が記名捺印のうえ、各 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所

三重県志摩市阿児町鶴方 1257 番地
三重県立志摩病院
管理者 堀井 学 印

説明者

氏名 _____ 印

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

家族・代理人
(選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係性： _____